

報告第 17 号

令和 5 年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和 5 年度矢巾町一般会計繰越明許費について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第 2 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 7 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

令和５年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	繰越額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	財産購入事業	円 280,000	円 280,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 280,000
		公共交通事業	377,000	377,000	0	0	0	0	0	377,000
	2 徴税費	住民・諸税賦課事業	7,975,000	7,975,000	1,933,000	0	0	0	0	6,042,000
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳事業	9,350,000	9,350,000	0	9,350,000	0	0	0	0
		戸籍総合システム運営事業	6,633,000	6,633,000	0	4,457,000	0	0	0	2,176,000
		コンビニ交付運営事業	1,881,000	1,881,000	0	1,881,000	0	0	0	0
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金給付事業	10,200,000	10,200,000	10,200,000	0	0	0	0	0
		保健福祉交流センター維持補修事業	1,815,000	1,815,000	0	0	1,633,000	0	0	182,000
	2 児童福祉費	私立保育園等整備費補助事業	43,980,000	43,980,000	0	39,094,000	0	0	0	4,886,000
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	478,000	478,000	0	478,000	0	0	0	0
		新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	933,000	933,000	0	933,000	0	0	0	0
	2 環境衛生費	重点対策加速化事業	3,250,000	3,250,000	0	3,250,000	0	0	0	0
		矢巾斎苑維持補修事業	1,133,000	1,133,000	0	0	0	0	0	1,133,000

款	項	事業名	繰越額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
6 農林水産業費	1 農業費	特用林産施設等体制整備事業	円 13,630,000	円 13,630,000	円 0	円 0	円 13,624,000	円 0	円 0	円 6,000
	2 林業費	林業振興事業	1,485,000	1,485,000	0	0	0	0	0	1,485,000
8 土木費	2 道路橋梁費	道路橋梁総務事業	9,402,000	9,402,000	0	0	0	0	0	9,402,000
		道路維持管理事業	40,112,000	40,112,000	0	0	0	40,100,000	0	12,000
		防災安全対策事業	79,390,000	79,390,000	0	35,415,000	0	39,400,000	0	4,575,000
		生活道路整備事業	15,665,000	15,665,000	0	0	0	8,400,000	0	7,265,000
		橋梁維持補修事業	101,200,000	101,200,000	0	42,658,000	0	31,400,000	0	27,142,000
	4 都市計画費	都市計画総務事業	3,509,000	3,509,000	0	0	0	0	0	3,509,000
	5 住宅費	住宅管理事業	2,827,000	2,827,000	0	0	0	0	0	2,827,000
9 消防費	1 消防費	消防自動車更新事業	31,484,000	31,484,000	0	0	0	30,500,000	0	984,000
11 災害復旧費	1 公共土木施設災害復旧費	道路橋梁災害復旧事業	17,868,000	17,868,000	0	9,931,000	0	4,900,000	0	3,037,000
合 計			404,857,000	404,857,000	12,133,000	147,447,000	15,257,000	154,700,000	0	75,320,000

報告第 18 号

令和 5 年度矢巾町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和 5 年度矢巾町下水道事業会計予算繰越計算書について、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 7 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

令和5年度矢巾町下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事 業 名	予算計上額	支払義務 発 生 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説 明
						企 業 債	他会計負担金	国庫補助金	損益勘定 留保資金等			
1 公共下水道 資本的支出	1 建設改良費		円	円	円	円	円	円	円	円	円	国の補正予算による国庫補助金が追加交付される見通しとなり、適正な施行期間を確保する必要があるため。
		設計業務委託料	54,617,000	15,939,000	38,678,000	27,600,000	0	9,600,000	1,478,000	0	0	
		管渠等工事費	194,500,000	116,970,700	77,529,300	33,500,000	0	26,532,000	17,497,300	0	0	
合 計			249,117,000	132,909,700	116,207,300	61,100,000	0	36,132,000	18,975,300	0	0	

報告第19号

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和6年6月7日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

専 決 処 分 書

自動車破損事故による損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年5月24日

矢巾町長 高 橋 昌 造

記

1 事故名

自動車破損事故

2 事故発生日時

令和5年11月19日 午後7時30分頃

3 事故発生場所

矢巾町大字下矢次第1地割地内
町道安庭線

4 和解及び損害賠償の相手方

5 損害賠償の原因

相手方が走行中に道路上の穴の発見に遅れその上を通過したため、自動車の左側の前輪タイヤ及びホイールを破損したものである。

6 和解の内容

損害賠償の額は、7に定めるとおりとし、当事者はともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てない。

7 損害賠償の額

74,448円

報告第20号

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和6年6月7日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

専 決 処 分 書

自動車破損事故による損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年5月24日

矢巾町長 高 橋 昌 造

記

1 事故名

自動車破損事故

2 事故発生日時

令和6年1月18日 午後7時00分頃

3 事故発生場所

矢巾町大字広宮沢第1地割地内
町道西部開拓線

4 和解及び損害賠償の相手方

5 損害賠償の原因

相手方が走行中に道路上の穴の発見に遅れその上を通過したため、自動車の左側前輪タイヤを破損したものである。

6 和解の内容

損害賠償の額は、7に定めるとおりとし、当事者はともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てない。

7 損害賠償の額

9,600円

報告第 2 1 号

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和6年6月7日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

専 決 処 分 書

自動車破損事故による損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年5月24日

矢巾町長 高 橋 昌 造

記

1 事故名

自動車破損事故

2 事故発生日時

令和6年1月23日 午後8時10分頃

3 事故発生場所

矢巾町大字広宮沢第1地割地内
町道西部開拓線

4 和解及び損害賠償の相手方

5 損害賠償の原因

相手方が走行中に道路上の穴の発見に遅れその上を通過したため、自動車の左側前輪タイヤを破損したものである。

6 和解の内容

損害賠償の額は、7に定めるとおりとし、当事者はともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てない。

7 損害賠償の額

28,125円

議案第 6 1 号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年矢巾町条例第28号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 6 月 7 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年矢巾町条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1 〔略〕 （東日本大震災の被災者に適用される災害援護資金の特例） 2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。）<u>第14条第1項</u>に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第13条第2項及び第14条の適用については、第13条第2項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」と、第14条中「年3パーセント」とあるのは「年1.5パーセント（保証人を立てる場合にあっては無利子）」とする。 3 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、第15条第3項の規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えられた法第13条第1項及び平成23年特別令<u>第14条第7項</u>の規定によるものとする。	附 則 1 〔略〕 （東日本大震災の被災者に適用される災害援護資金の特例） 2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。）<u>第13条第1項</u>に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第13条第2項及び第14条の適用については、第13条第2項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」と、第14条中「年3パーセント」とあるのは「年1.5パーセント（保証人を立てる場合にあっては無利子）」とする。 3 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、第15条第3項の規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えられた法第13条第1項及び平成23年特別令<u>第13条第7項</u>の規定によるものとする。
備考 改正箇所は改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。	

附 則
この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

議案第 6 2 号

矢巾町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

矢巾町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年矢巾町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 6 月 7 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

矢巾町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年矢巾町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（指定介護予防支援の業務の委託） 第15条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 （1） 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ（2）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。 （2）～（4） 〔略〕	（指定介護予防支援の業務の委託） 第15条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 （1） 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。 （2）～（4） 〔略〕
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

議案第 6 3 号

矢巾町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について

矢巾町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例
(平成27年矢巾町条例第 2 号) の一部を次のように改正する。

令和 6 年 6 月 7 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

矢巾町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成27年矢巾町条例第2号）を次のように改正する。

改正前	改正後
第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数は、原則として次のとおりとする。	第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数<u>（地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。第3号において「省令」という。）第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）</u>は、原則として次のとおりとする。
（1）・（2）〔略〕	（1）・（2）〔略〕
（3）主任介護支援専門員（<u>介護支援専門員であって、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了したもの（当該主任介護支援専門員研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者</u>にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）をいう。）その他これに準ずる者 1人	（3）主任介護支援専門員（<u>省令第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員をいう。</u>）その他これに準ずる者 1人
〔新設〕	2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が<u>地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の</u>

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合の地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数
〔略〕	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
	前項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人
	専らその職務に従事する常勤の前項各号に掲げる者それぞれ1人及び第1号被保険者の数がおおむね6,000人を超え、2,000人又はその端数を増すごとに専らその職務に従事する同項各号に掲げる者のいずれか1人

員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合の地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数
〔略〕	第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
	第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人
	専らその職務に従事する常勤の第1項各号に掲げる者それぞれ1人及び第1号被保険者の数がおおむね6,000人を超え、2,000人又はその端数を増すごとに専らその職務に従事する同項各号に掲げる者のいずれか1人

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 4 号

矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正
する条例について

矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年矢巾町条例
第 33 号)の一部を次のように改正する。

令和 6 年 6 月 7 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年矢巾町条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（個人番号の利用範囲） 第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び町の執行機関が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。 2 〔略〕 3 町の執行機関は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>进行处理するために必要な限度で、<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。 4 〔略〕	（個人番号の利用範囲） 第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び町の執行機関が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。 2 〔略〕 3 町の執行機関は、<u>特定個人番号利用事務</u>进行处理するために必要な限度で、<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。 4 〔略〕
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。